

法務省政策評価懇談会（第63回）議事録

1. 日 時

令和3年2月16日（火）14:27～16:21

2. 場 所

法務省地下1階大会議室等

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

| | |
|------------|-----------------------|
| 朝 日 ちさと | 東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授 |
| 伊 藤 富士江 | 上智大学客員研究員・元教授 |
| 井 上 東 | 公認会計士 |
| 大 沼 洋 一 | 弁護士 |
| (座長) 篠 塚 力 | 弁護士 |
| 宮 園 久 栄 | 東洋学園大学人間科学部教授 |

<省内出席者>

| | |
|-------------------|---------|
| 政策立案総括審議官 | 竹 内 努 |
| 官房参事官兼企画再犯防止推進室長 | 早 湊 宏 毅 |
| 官房付兼秘書課付 | 野 田 洋 平 |
| 国際課付 | 神 吉 康 二 |
| 司法法制部参事官 | 渡 邊 英 夫 |
| 官房付兼司法法制部付 | 川 副 万 代 |
| 民事局付兼登記所適正配置対策室長 | 遠 藤 啓 佑 |
| 民事局付 | 吉 賀 朝 哉 |
| 民事局付 | 福 田 宏 晃 |
| 官房付兼企画調査室長 | 南 部 晋太郎 |
| 矯正局成人矯正課警備対策室長 | 楡 引 唯一郎 |
| 保護局観察課企画調整官 | 田 代 晶 子 |
| 人権擁護局参事官 | 唐 澤 英 城 |
| 出入国在留管理庁政策課調整官 | 川 畑 豊 隆 |
| 公安調査庁総務部総務課企画調整室長 | 小 林 賢一郎 |

【ウェブ参加】

| | |
|-------------|---------|
| 官房付 | 谷 澤 衣里子 |
| 秘書課企画調査官 | 山 田 正 浩 |
| 秘書課企画調整官 | 吉 田 純 孝 |
| 人事課付 | 栗 原 一 紘 |
| 官房参事官（予算担当） | 深 野 友 裕 |

| | |
|-----------------|---------|
| 施設課技術企画室長 | 山 北 孝 治 |
| 厚生管理官総括補佐官 | 吉 原 仁 |
| 矯正局成人矯正課企画官 | 川 野 道 史 |
| 矯正局成人矯正課企画官 | 小 島 まな美 |
| 矯正局成人矯正課企画官 | 森 田 裕一郎 |
| 矯正局少年矯正課企画官 | 山 本 宏 一 |
| 訟務局訟務企画課訟務広報官 | 高 橋 史 典 |
| 法務総合研究所総務企画部副部長 | 松 本 剛 |
| 法務総合研究所国際協力部副部長 | 伊 藤 浩 之 |

<事務局>

| | |
|----------------|---------|
| 秘書課政策立案・情報管理室長 | 渡 辺 英 樹 |
| 秘書課補佐官 | 下 谷 知 己 |

4. 議題

令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について
規制の事前評価書（案）について

5. 配布資料

資料1：令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

資料2-1：規制の事前評価書（案）

資料2-2：規制の事前評価書（案）

資料3：法務省政策評価に関する基本計画

補足資料1：令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見

補足資料2：規制の事前評価書（案）に対する質問・意見

6. 議事

○篠塚座長 定刻となりましたので、これより第63回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

なお、本日は野澤委員が御都合のため欠席されております。

はじめに、法務事務次官挨拶がございます。

○竹内政策立案総括審議官 政策立案総括審議官の竹内でございます。

本日は、辻事務次官が公務によりやむを得ず欠席となりましたので、私が代読をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、「第63回法務省政策評価懇談会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

政策評価制度は、導入から20年目を迎え、総務省を中心に制度の見直しについて検討が進められているところです。法務省としても、行政課題に迅速・柔軟に対応できる

施策の実現に向け、政策評価を適切に実施する必要があると認識しております。

この点、近時、政府全体として、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの推進が求められております。政策評価においても、客観的な情報やデータに基づき政策効果を把握し、政策の改善等に適切に反映させるなど、EBPMの実践をより一層意識して行うことが重要であると考えております。

本日は、委員の皆様方から、御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づきまして、各施策の目標が具体的なものとなっているか、測定指標と目標との因果関係が明確なものとなっているかなどの観点から、是非とも忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

最後に、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

以上、代読でございます。

○篠塚座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○渡辺政策立案・情報管理室長 事務局を務めております、秘書課政策立案・情報管理室長の渡辺と申します。

はじめに、本日の審議事項について御説明いたします。

本日御審議いただくのは、「令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」及び「規制の事前評価書（案）」についてです。

審議用の資料として、資料を5点配付しています。

資料1は、「令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」、資料2は、「規制の事前評価書（案）」、資料3は「法務省政策評価に関する基本計画」、補足資料1及び2は、事前に委員から頂戴しました質問・意見をまとめたものです。

また、例年であれば、各施策等の概要について事務局から説明させていただいておりましたが、委員から事前質問等を多数いただいていることに鑑み、効率的な審議に資するため、施策等の概要については、席上配付している実施計画（案）や事前評価書（案）をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。御容赦いただければ幸いです。

審議事項に関する説明は、以上です。

なお、今回の開催方法については、事前に御案内させていただきましたとおり、今般の感染症の流行状況を踏まえ、会場参加とウェブ参加を組み合わせた方式で開催させていただいております。例年とは異なる開催方法となり誠に恐縮ですが、円滑な会の運営につきまして、御理解・御協力のほどよろしく願いいたします。

また、前回会議と同様、委員の皆様のお手元に会議資料のデータをダウンロードしたタブレット端末を御用意させていただきましたので、適宜利用いただければと思います。

最後に、会議における御発言につきましては、ウェブ端末利用者に音声が届くようにするため、可能な限りマイクに近づいて御発言をしていただきますよう御協力をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○篠塚座長 ありがとうございます。

それでは、一つ目の議題であります「令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画

(案)」について、御議論をいただきたいと思います。

まずは基本政策 I 「基本法制の維持及び整備」からとなります。

事前に委員から御意見等を頂戴しておりますので、お手元に紙でお配りしている補足資料、質問・意見の一覧の「基本政策 I 関係」について、法務省から回答をお願いしたいと思います。

なお、回答に当たっては、必ずお名前を名乗ってから発言いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、委員から追加質問等がございましたら、基本政策 I についての法務省回答が終了後に質疑応答の時間を設けますので、その際に御発言をお願いします。

それでは、まず「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について、私から、番号 1 のとおり意見を提出しております。この点について、法務省から回答をお願いいたします。

○刑事局（南部） 刑事局の南部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の番号 1 となりますが、篠塚座長の方から、いわゆる「人質司法」の解消及び取調べへの弁護人の立会いの運用及び法制度化についての対応に関して御指摘をいただきましたので、お答え申し上げます。

御指摘にもございますように、昨年、法務省に立ち上げました法務・検察行政刷新会議の最終的な報告書におきましては、いわゆる「人質司法」や被疑者取調べへの弁護人の立会いに関する御指摘がなされているものと承知しております。

とりわけ、被疑者取調べへの弁護人の立会いにつきましては、法務・検察行政刷新会議において、制度の導入や運用による実施を求める意見がある一方で、現行法の下で弁護人立会いだけを導入した場合の支障に強い懸念を示す御意見もあるなど、様々な御意見が示されたものと承知しております。それらの御意見の趣旨を十分に踏まえつつ、慎重に検討していく必要があると考えているところです。

お尋ねいただきました具体的な対応という点につきましては、現時点でお答えすることは困難ですけれども、いずれにしましても、平成 28 年改正刑事訴訟法の 3 年後検討の場を含む適切な場において、適切な検討がなされるように対応してまいりたいと考えております。

○篠塚座長 ありがとうございます。

次に、「法曹養成制度の充実」について、私から番号 2 のとおり質問を提出しております。この点について、法務省から回答をお願いいたします。

○司法法制部（渡邊） 司法法制部の渡邊でございます。

篠塚座長から、法曹志望者の増減等について御質問がございましたので、回答いたします。

回答は 4 点ほどにわたっておりますので、順に御説明いたします。

1 点目の法曹志望者の増減に関しまして、法曹志望者数の指標となる法科大学院の志願者数は、ピーク時は平成 16 年度の 7 万 2,800 人から減少の一途をたどってまいりましたが、徐々に回復の兆しを見せているところです。

直近の令和 2 年度は平成 31 年度から 956 人減の 8,161 人となったものの、平成 30 年度の 8,058 人よりは若干ではありますが増加しているところです。

また、法科大学院の入学者数でございますが、令和2年度は平成31年度から151人減の1,711人でありましたが、平成30年度の1,621人からは、同じく若干ではございますが増加しているところです。

2点目の女性の司法試験受験状況についてお答えしますと、過去3年間における女性の司法試験受験者の人数及び割合ですが、平成30年は1,454人の28パーセント、令和元年は1,277人の29パーセント、令和2年は1,062人の29パーセントとなっております。全体の司法試験受験者数の減少に伴いまして、女性の司法試験受験者数も減少しておりますが、女性の占める割合としましては、平成18年の新司法試験実施開始以降、毎年30パーセント程度で推移している状況にあります。

3点目の女性の司法試験短答式試験結果について、過去3年間における女性の短答式試験の合格に必要な成績を得た者の人数及び割合ですが、平成30年は899人の25パーセント、令和元年は864人の26パーセント、令和2年は744人の27パーセントとなっております。受験者数と同様でございますが、女性の短答式試験の合格に必要な成績を得た者の人数も減少傾向にはございますが、女性の占める割合としましては、平成18年の新司法試験実施開始以降、毎年25パーセント前後で推移しているところでございます。

4点目の女性の司法試験の結果について、過去3年間における女性の司法試験合格者の人数及び割合は、平成30年は375人の25パーセント、令和元年は366人の24パーセント、令和2年は367人の25パーセントとなっております。

短答式試験の合格に必要な成績を得た者と同じでございますが、女性の占める割合としましては、平成18年の新司法試験実施開始以降、毎年25パーセント前後で推移している状況にあります。

○篠塚座長 ありがとうございます。

次に、「法教育の推進」について、井上委員から番号3のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○司法法制部（川副） 司法法制部の川副でございます。法教育について御質問をいただきまして、ありがとうございます。

ホームページのアクセス件数についてお答えさせていただきます。

令和元年度、ホームページのアクセス件数が増えた明確な理由自体は判明しておりませんが、令和元年度は法教育のホームページを分かりやすく編集し、法教育教材やそれを活用したモデル授業例などの必要な情報にアクセスしやすい環境を整備したことがございました。

また、令和元年度、小学校を対象に法教育実践状況調査を実施いたしますので、その調査の中で法教育教材の御案内などもしておりますので、そういったことも影響したのではないかと考えております。

今後も法教育の普及啓発に努めていきたいと思っております。

○篠塚座長 ありがとうございます。

最後に、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」について、朝日委員から番号4のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○国際課（神吉） 国際課の神吉でございます。朝日委員におかれましては、セミナー・

シンポジウムの参加のオンライン化及びその効果につきまして御質問いただき、ありがとうございます。

まず、実情につきまして御紹介させていただきます。

セミナー・シンポジウムについてですが、1月末までの速報値となりますが、本年度は合計14件のセミナー・シンポジウムを実施いたしました。いずれもオンライン、又はオンライン及び対面を組み合わせましたハイブリッド方式で実施いたしまして、延べ993名の方に御参加いただきました。

また、人材育成研修についてですが、こちらも1月末までの速報値となりますが、合計3件の研修をオンライン又はハイブリッド方式で実施し、延べ86名の方に御参加いただきました。

さらに、本年度は合計18本のオンラインビデオ教材を作成いたしまして、昨年度に作成しました教材を含めまして、延べ5,076名の方に御視聴いただきました。オンラインを活用することにより、多くの方にセミナー・研修に御参加又は御視聴いただいたものと認識しているところです。

御質問いただきました、セミナー・研修をオンラインで実施する場合と対面で実施する場合との効果の差異についてですが、一概にお答えすることは難しいものの、オンラインで実施する場合においても、視聴者からの質疑応答の時間を設けましたり、チャット機能を利用して質問を受け付けるなど、決して一方通行になることなく、インタラクティブなやり取りを確保するようにしているところです。

引き続き、実りあるセミナー及び研修の実施に努めてまいりたいと考えております。

○篠塚座長 ありがとうございます。

それでは、基本政策I関係の法務省の回答に対して、委員から何か追加御質問等がございますでしょうか。

では、私から、「法曹養成制度の充実」のところで、今回、女性の受験者、短答式最終合格者の数字を丁寧に教えていただいたところ、これはホームページ等に掲載される予定がある、若しくは既に掲載されているといったことはあるのでしょうか。

○司法法制部（渡邊） お尋ねの数字については、正確なところは確認が必要ですが、ホームページに掲載していたかと思えます。

○篠塚座長 是非いろいろ聞かれることが多いので、よろしく願います。ありがとうございます。

○井上委員 井上でございます。御説明ありがとうございました。

質問ではなく、意見なのですが、2番目の「法曹養成制度の充実」の女性の合格者の比率についてです。今日たまたま公認会計士試験の合格発表日にして、ちょうど私も公認会計士の女性比率がどれぐらいなのかというデータを見た上で、今日のお話を伺っておりました。

御参考までに、今日発表になった公認会計士試験の願書提出者の女性比率は23.7パーセント、合格者の比率は24.6パーセントでした。それと比べると非常に高いというか、良好だと思えました。我々の業界ももうちょっと頑張らないといけないと思ったのが、2番目の点に対してのコメントです。

私が質問した3番目の「法教育の推進」のところ、原因が不明というふうにお答えを

いただいたのですが、3万6,000人から5万3,000人、1.5倍ぐらい増えています。今はお手持ちのデータからは原因が判明できないということだと思いますが、しっかり原因を分析できるデータを取るようにされた方が良いのではないのでしょうか。「理由が分かりませんが、1.5倍増えました」というのは、今後の政策を作成される上でもったいないと思います。

逆に言うと、この目標は対前年度増となっているので、アクセス件数が落ちたときには、それがまた参考になって対策が打てるのではないかという気がします。

少なくとも原因が分かるデータは入手された方がいいのではないかという意見です。

○篠塚座長 ありがとうございます。

次に、基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、御議論いただきたいと思います。

先ほどと同様、お手元に紙でお配りしている補足資料の「基本政策Ⅱ関係」について、法務省から回答をお願いしたいと思います。

追加質問等につきましても、先ほどと同様、全ての法務省回答が終了後にお願いいたします。

それでは、まず、「国と地方公共団体が連携した取組等の実施」について、質問・意見が五つございます。

伊藤委員から番号1及び2のとおり提出のあった意見につき、法務省から回答をお願いいたします。

○秘書課（野田） 秘書課の野田でございます。

伊藤委員からいただきました質問、二つについて御回答させていただきます。

まず、1点目について、39ページでございますけれども、測定指標1として掲げております「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数」の「100」というものにつきまして、累積の数を示させていただいているものです。

また、測定指標1の下の方にある過去の実績につきましても、累積の数を示させていただいているものです。「策定している」という表現を使わせていただいておりますが、基準日において地方再犯防止推進計画を策定している状態、すなわち、計画を作成し、それを今も維持している地方公共団体数を計上する趣旨で、こういった表現を使わせていただいているところです。

もっとも、委員から御示唆もいただきましたので、適切な表現について今後必要に応じて検討することにしていきたいと考えております。

続きまして、2番目の質問についてお答えさせていただきます。

こちらは、39ページから40ページにかけましての達成手段①、②についての御質問ということでございますが、こちらの達成手段①につきましては、測定指標の1に対応するもの、また、達成手段②につきましては測定指標の2に対応するものでございまして、それぞれの実施数や導入数を調べるという趣旨のものではございません。

達成手段①につきましては、委員の御指摘のとおり、単に協議会等の実施数だけでなく、協議の内容も重要であると考えております。協議会等では、御示唆いただいた好事例の収集、横展開といった取組も実施することを予定しております。

また、達成手段②について若干補足して説明させていただきますと、「再犯防止分野

におけるPFS/SIBを活用した事業」というものは、諸外国においては実績がありますが、日本ではこれまで導入例はございません。

そこで、令和3年度から国が先駆的に再犯防止分野におけるSIBを活用した事業を開始し、事業スキームを確立するとともに、それを参考例として地方公共団体に示すということを考えております。

そして、こういった取組により地方公共団体での再犯防止分野におけるSIB事業の普及促進を図ることを検討しているところです。

そのため、本事業におきましては導入数ではなく、まずは法務省においてモデル事業を通じて事業スキームを構築すること自体を、SIB事業を地方公共団体等に普及させることに向けた達成手段と位置づけているところです。

○篠塚座長 ありがとうございます。

次に、宮園委員から番号3から5のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○秘書課（野田） 秘書課の野田から、番号3と番号4について御回答させていただきます。

まず、番号3の御質問でございますが、こちら39ページの先ほどの測定指標1の「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数」に関する御質問であると理解しております。「100」という数値目標でございますが、こちらにつきましては、令和元年12月に政府におきまして再犯防止推進計画加速化プランというものを策定しており、このプランで掲げた数値目標が「100」というものでした。このプランを策定したときには、その当時、直近の数字としまして令和元年10月1日現在で、策定数が28団体にとどまっていたという現状があったことも踏まえ、まずは都道府県や政令指定都市、県庁所在地などの主要都市の大半で策定いただきたいということで、それが実現した場合に達成し得る概数として「100」という目標を設定したものです。

なお、地方公共団体のレベルごとに目標設定をすべきではないかという御示唆をいただいたところですが、今後の地方公共団体による策定状況等を踏まえつつ、検討することにしていきたいと思っております。

続きまして、令和4年度以降の目標としまして、「対前年度1割増」ということになっておりますが、その理由等について御説明を申し上げます。令和3年度までにどの程度の数の地方公共団体で策定済みとなるかというのは予想が困難であるため、現時点において具体的な数値を設定することが難しく、前年比を基準としたものです。その上で、「対前年度1割増」とした理由について、法務省としては、令和3年度末までに都道府県、政令指定都市、県庁所在地などの主要都市においては、地方再犯防止推進計画が策定済みになるということを目指しており、現にこれらの大半の地方公共団体においては、策定される見込みとなっております。また、その他の市区町村につきましても、再犯防止に積極的に取り組んでいただいている地方公共団体につきましては、令和3年度末までに地方再犯防止推進計画が策定される見込みとなっております。こうしたことを踏まえ、令和4年度以降に地方再犯防止推進計画を新たに策定する団体を増やしていくには、これまで以上の働きかけ等が必要になっていくと思われることなどを考慮し、飽くまでも現時点での暫定的な目標として「対前年度1割増」と設定したものでご

ございます。

もっとも、令和4年度以降の数値目標として「対前年度何割増」とするのが妥当かについては、今後の策定状況等も踏まえつつ、必要な見直しを行っていくことを考えております。

質問4につきましては、測定指標2の関係で御質問いただいたものと理解しております。

委員から御指摘いただきましたとおり、事業内容に関する妥当性の検証は重要であると考えております。この点、計画書で記載しております「再犯防止分野におけるPFS/SIBを活用したモデル事業」につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を事業期間とし、事業内容の検証は事業終了後の令和6年度以降に行うことを考えております。

また、協議会等の実施につきましては、委員の御指摘のとおり、単に実施数だけでなく内容も重要であると考えております。協議会の具体的内容につきましては現在検討を進めているところですが、ここでいう協議会の少なくとも一部については、具体的なケースを前提として、都道府県と市区町村の連携の在り方を検討するケース会議のようなものをイメージしており、協議会等が単なる情報共有の場にとどまることなく実効性のあるものにしていきたいと考えております。

そのため、委員から御示唆をいただきました、協議会等に、再犯防止に取り組む民間団体に参画いただくことも重要であると考えられますので、地方公共団体の意向も踏まえつつ、積極的に検討してまいりたいと考えております。

○保護局（田代） 保護局の田代と申します。

五つ目の質問につきましてお答えいたします。

宮園委員におかれましては、私どもの更生保護の活動に関する青年ボランティアでありますBBS会に御関心をお寄せいただきまして、ありがとうございます。

BBSといいますのは、“Big Brothers and Sisters”の略称で、兄や姉のような身近な立場から非行少年等の立ち直り支援を行うボランティアとして活動しており、保護観察所においてもBBSと連携するなどして、少年の保護観察対象者への支援に当たっております。

BBS会員の中には大学生も多く、御指摘の学習支援は従前から積極的に行われており、令和元年度の実績は、保護観察対象者や児童福祉施設等に入所している少年らも含めて、延べ約8,200人に対して実施しております。

少年の保護観察対象者と同じ目線で学び合うことは、非行少年などの立ち直りに非常に有用であると考えておりますので、引き続き、保護局では、BBS会員と連携した学習支援を推進していきたいと考えております。

○篠塚座長 ありがとうございます。

次に、「検察権行使を支える事務の適正な運営」について、意見が五つございます。

まず、朝日委員、伊藤委員、大沼委員、宮園委員から番号6から9のとおり提出のあった意見については、いずれも「研修参加者へのアンケート」に関するものとなっておりますので、法務省からまとめて回答をお願いいたします。

○刑事局（南部） 刑事局の南部でございます。

検察における職員の能力向上を目標としたものに関して、アンケート調査の関係で番号6から9の御指摘をいただきましたので、お答えいたします。

まず、番号6になりますが、朝日委員からデジタルフォレンジック研修に関し、これまでのアンケート結果では、「研修を理解した」とする回答がほぼ100パーセントであるため、目標である「能力の向上」のため有効かどうかをよりの確に判断できるよう、研修の受講によって有意に差が測定できる指標を設定する必要があるのではないかとこの御趣旨の御指摘をいただいております。

法務省では、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図るため、デジタルフォレンジック研修を実施し、最新の捜査手法、証拠保全及び解析の技術について、必要な知識・技術を理解・習得させることとしております。

この研修では、数日間の研修期間で、専門的な知識・経験を有する職員や外部講師等による講義や、実際の解析等についての実習を集中的に実施しているところです。

こうした研修の効果を測定する上では、御指摘をいただきましたアンケート結果だけにとどまらず、研修内容を広く分析することが必要と考えております。

もちろん、アンケート調査については、研修参加者の理解・習得の度合いを評価する上で参考になるものと考えておりますが、理解したかどうかを抽象的に問うだけではなく、例えば、研修受講前における理解の程度に関する質問を設けたり、これまでより高度なデジタルフォレンジック業務を遂行できるくらいに理解を深められたなどと、能力の向上を意識した回答ができるように工夫をしております。そのほか、研修全体や個別の講義・実習等に関する自由意見欄を設けており、より具体的な意見が得られるように工夫をしております。

もっとも、目標である能力の向上の測定のため適切な指標を設定すべき、との点は正に御指摘のとおりだと考えておりますので、御指摘も踏まえつつ、より適切な指標設定ができないかなどについて、今後も引き続き検討してまいりたいと考えています。

続きまして、同じくデジタルフォレンジック研修の関連で、先に番号8について申し上げますと、大沼委員からデジタルフォレンジック研修に関し、アンケートの分析も5年間続いているので、これまでのサイバー犯罪捜査の件数、実情及び成果なども参考指標として挙げてはいかがかと御指摘をいただいております。

御指摘は、政策の効果をより具体的に測定することが望ましいとの御趣旨と理解しており、大変貴重な御指摘であると受け止めております。

ただ、いつ、どこでサイバー犯罪の事件が発生するのかということは見通すことができないため、発生する件数、あるいは地域性といったものも一定ではございません。また、発生した個々の事件についても、その内容や証拠関係も異なるといったところが実情です。

そして、デジタルフォレンジックにつきましては、データ解析を行った結果、被疑者に対する犯罪の嫌疑を強める方向で作用することももちろんあり得るわけですが、他方で、犯罪の嫌疑を晴らす方向、つまり被疑者に有利に作用することもあり得ると考えられます。

そのため、事件数ですとか、あるいは起訴件数などといった数値などを参考指標とすることは、研修の効果を測定する上では必ずしも適さないものと考えております。

ただ、繰り返しになりますけれども、より適切な指標設定ができないかという点につきましては、御指摘も踏まえつつ、今後も引き続き検討してまいりたいと思います。

続きまして、一つ戻りまして番号7になりますが、伊藤委員から被害者支援担当者中央研修の関係で、アンケート調査結果に関し、漠然とした感想を集計するだけになってしまわないように、例えば「学んだ研修内容について、何割、実務に活用したいと思ったか」などと具体的に尋ねる方がよいので、測定指標・アンケート調査内容について検討されたいという御趣旨の御指摘をいただきました。

この被害者支援担当者中央研修は、被害者支援業務に必要な知識や技能を習得させることを目的として、内外の講師による被害者の心情に配慮した支援の在り方や被害者支援に関わる関係機関との連携の在り方についての講義、実務に携わる上での前提となる被害者保護・支援に関する基本法令についての講義を行っておりますほか、研修員のディスカッションによる各庁における具体的な取組・工夫についての情報交換、意見交換等を行っております。

この研修に参加する職員は、正に被害者と直接対応する者でありまして、研修全体を通じ、総合的に被害者支援の施策・方策への高い理解を得ることが実際の被害者への対応の向上につながるものと考えられましたので、より効果的な研修とするための測定指標として、研修全体を対象とした理解度を設定したところです。

他方で、研修の質を向上させるためには、具体性を持ったアンケート調査を実施すべきとの点は、正に御指摘のとおりと考えております。これまでも、アンケート調査では研修全体のほか、各講義、ディスカッション別に研修時間及び内容の評価のほか、その理由に関する自由意見欄を設けることで研修員から具体的な回答を得ているところです。

今後も引き続き、さらなる改善を検討するために必要な情報が得られますように、御指摘も踏まえつつ、測定指標・アンケート調査について検討してまいりたいと思います。

続きまして、番号9になりますが、宮園委員から被害者支援担当者中央研修の関係で、アンケート調査に関し、研修内容が被害者のニーズに合ったものであるかの検証も必要ではないか、被害者が相談に行ったときの窓口対応についてのアンケートも必要ではないかという御趣旨の御指摘をいただいております。

研修内容につきましては、毎年アンケートに記載された研修員の意見を踏まえて決定しているところです。

先ほども申し上げましたように、この研修に参加する職員は被害者と直接対応する者であり、被害者から様々な相談を受け、あるいは法廷への案内、付添い、各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて関係機関や団体を紹介するなどの支援活動を行っております。

このように、この研修員は日々の業務を通じて、正に被害者の様々なニーズを直接受け止める立場にありますので、研修員の意見を研修内容に反映していくということは、被害者のニーズに沿った研修とすることにつながるものと考えております。

もちろん、被害者のニーズに沿った研修にするために更なる工夫を凝らす必要があることは御指摘のとおりと考えておりますので、相談等に訪れる被害者の心情も様々であることを踏まえ、一律に被害者にアンケートを求めることが適当かどうかなどの点も含

めまして、さらに研修内容を充実させるための方策を引き続き検討してまいりたいと考えています。

○篠塚座長 次に、宮園委員から番号10のとおり提出のあった意見につき、法務省から回答をお願いします。

○刑事局（南部） 引き続き、刑事局の南部でございます。

番号10になりますが、検察の機能や役割に関する広報活動に関し、宮園委員から、インターネット上の広報活動も必要であり、ウェブサイトへのアクセス数も測定指標の一つとなるのではないかと、との御指摘をいただきました。

「検察権行使を支える事務の適正な運営」という施策を実現するには、国民の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。そして、それを得るためには、検察の機能や役割の広報活動が極めて有効かつ効率的であると考えております。

そして、検察では、検察の機能・役割というものを単に説明するだけでなく、広報対象者の関心・年齢等にきめ細かく応じた、言わば手作りの広報活動を実践しております。小・中学生や高校生、それから会社員や教員まで様々な対象者に対し、それぞれの関心に応じた内容の広報を行っております。

令和2年度の広報活動実施回数は集計中ですが、平成22年度以降で見ましても、毎年、年間1,000件を超える広報を行っております。

こうしたことから、広報活動の回数というものが「検察権行使を支える事務の適正な運営」という施策の効果を把握する一つの有効な指標となるものと考えております。

他方で、御指摘いただきましたとおり、インターネットを用いた広報活動の必要性は増しているというふうに考えております。現在でも、法務省YouTubeチャンネルにおいて、検察庁の業務説明の動画等の配信も行っているところです。

今後、こうしたインターネットを用いた広報活動の在り方について更に検討するとともに、これらの活動に対する評価の方法というものも検討してまいりたいと考えております。

○篠塚座長 次に、「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」について、質問・意見が三つございます。

まず、伊藤委員から番号11のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○矯正局（櫛引） 矯正局の櫛引と申します。

伊藤委員から、「総合警備システムの更新整備施設数」について、令和3年度は「2」となっており、令和元年度に比べるとかなり少ないですが、既にほとんどの施設で更新整備されてきたという理解でよいかという御質問をいただきました。

御回答ですが、伊藤委員の御理解のとおりでございます。総合警備システムの更新整備はカメラ機器の法定耐用年数や劣化状況を踏まえ、おおむね6年ないし10年をめぐりに更新整備を進めてまいりました。ほとんどの施設において更新整備が完了している状況でございます。

今後も引き続き、機器の不具合等や総合警備システムの現状や予算事情を踏まえつつ総合的に勘案し、新たな更新整備を計画する予定です。

○篠塚座長 次に、宮園委員から番号12及び13のとおり提出のあった御意見につき、法

務省から回答をお願いいたします。

○矯正局（櫛引） 引き続き、矯正局警備対策室の櫛引でございます。

まず、宮園委員の矯正施設に対する地域への理解を推進する視点が欠けているという御指摘でございます。御指摘ありがとうございます。

当局が所管する施策「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」は、各種事故や災害発生時において矯正施設の収容機能を損なわないようにする体制を維持することに主眼を置いたものであり、御指摘の地域住民と協力した訓練の実施状況等を指標の測定値とすることは本施策目標とのリンクが難しいと考え、これまで指標の測定値として盛り込んでこなかった経緯がございます。その点御理解いただきたく思います。

ただ、地域住民と協力した訓練等を実施し、その内容等を広報することを通じ、矯正施設への地域住民の理解を得つつ、透明性を確保することが再犯防止に必要不可欠であるとの御指摘は、正にそのとおりであると認識しております。

これまでも、当局から管下施設に対し、積極的に地域住民や関係機関と連携した訓練を実施するよう指示してきたところです。今後も引き続き、訓練状況の広報も含め、御指摘の点のさらなる充実に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、質問番号 13 番です。監視カメラの映像が保存されることができるような機器の整備をお願いしたいという御指摘です。御指摘ありがとうございました。

保安警備機器類の整備にハードディスクドライブは含まれております。カメラ映像の録画保存につきましては、画質の高低や施設の規模にもよりますが、おおむね 14 日間程度の録画保存ができる体制です。

これら、カメラの録画映像を十分な期間記録するためには、予算事情とともに録画保存機器を設置するスペースの確保が課題となっております。

御指摘の内容を満たす警備システムを整備するためには、施設の改修に合わせてハードディスクドライブを設置する場所を確保するほか、他の録画媒体の活用など、前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、御指摘の点について補うため、委員御承知のとおり、有形力行使時の携帯ビデオカメラでの撮影を通達しているほか、不服申立てを頻回する者や処遇困難者との対応時など、事後に訴訟提起や不服申立てがなされることが予想される者は、監視カメラ映像記録が期間経過により上書きされる前に、別途外部記録媒体に保存するよう指導しているところですが、この対応の徹底を継続するとともに、引き続き御指摘の点に留意し、今後の総合警備システムの更新整備時に導入する機器の仕様については配慮してまいりたいと考えております。

○篠塚座長 最後に、「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」について、井上委員から番号 14 のとおり質問が提出されております。これについて法務省から回答をお願いします。

○公安調査庁（小林） 公安調査庁の小林と申します。よろしく申し上げます。

井上委員から、目標の欄に「教団の活動状況及び危険性を解明する」と記載されているが、「危険性を解明する」参考指標が記載されていないのでその理由を教えてくださいという御質問でございます。御質問ありがとうございます。

本目標に関しましては、今申し上げましたけれども、教団の活動状況及び危険性、そ

の両方の解明に係る参考指標としまして「立入検査の実施回数等」というものを挙げさせていただきます。

すなわち、これは委員御指摘の教団の危険性の解明、このためにも同立入検査を実施しているということで、この回数自体を一指標とさせていただきますところでは。

なお、教団の危険性の評価については、実態としては立入検査等により判明した事項等から、麻原の影響力や危険な綱領の保持等の状況を総合的に分析する必要がございます。これらは必ずしも定量的に測定できるものではございません。そういったところから、立入検査の実施回数等以外のものについては参考の指標とは設定していない状況でございます。

御指摘にありますように、指標についてなかなか難しい部分はあるのですが、当庁としましても、より適切な指標設定について引き続き検討させていただきたいと考えております。

○篠塚座長 それでは、基本政策Ⅱ関係の法務省回答に対して、委員から何か追加質問等ございますか。

○大沼委員 8番です。「サイバー犯罪の件数、実情及び成果なども参考指標として挙げているか」という意見に関して、御回答ありがとうございます。

ただ、あまり意味はないのではないかなという御回答と思うのですが、これまで5年間、研修アンケートの分析を続けてきたわけで、今後、例えば、あと5年間同じようなことを続けていくのか、次のステップに移る必要がありはしないかなということも検討の俎上にのせる必要があるのではないかなと思います。

まず、前提としてお尋ねしたいのは、こういった件数です。つまり、サイバー犯罪に関する起訴件数、不起訴件数、そして、立件されなかったけれども捜査したというような件数についての統計的なデータというのは採っているのかないのか。

採っているのであれば、今の段階で、すぐにはできなくても、全体として伸びているのかいないのか、伸びているとすれば、それだけ研修の効果が上がった一つの指標になるかと思えますし、伸びていないとすれば、その原因は何か。伸ばすために研修内容を幾分かでも改善する必要があるかどうかについての検討の材料か何かになるのではないかなと思って質問させていただいたわけです。

この統計というのはあるのでしょうか。

○刑事局（南部） 刑事局の南部でございます。

サイバー犯罪というものの自体、その外延がやや明確でないところもあるかもしれません。今手持ちの資料で統計があるというようなことは確認できておりませんので、後ほど確認をしてみたいと思います。

先ほど申し上げましたように、この起訴件数や、事件の発生件数などにつきましては、それ自体として、この政策に係る目標達成の関係で有意な評価をすることがなかなか難しいと考えているところです。

事件の発生件数云々につきましても、捜査機関が全てを網羅的に認知できているかということ、それはまた違うということもありますでしょうし、起訴できるかどうかということにつきましても、事案の内容ですとか証拠関係によるところがあり、必ずしも個々の職員のデジタルフォレンジックに係る能力の向上と相関関係が直ちにあるのかとい

うことはなかなか難しいところがあるのだろうと考えてございます。

ただ、いずれにしましても、より効果的な指標、適切な指標設定ができないのかということにつきましては、今後とも引き続きしっかりと検討していかなければならないと考えております。

○大沼委員 データを採っているのですしたら、それを集計するための努力ができないかどうかについても御検討いただければと思います。

個々の事件はおっしゃるとおりですけれども、全体としてのマスが伸びていれば、それはやはり研修の成果が上がった一つの有力な指標になると思います。だから、個々の事件について具体的に立件できたとかできないとか、起訴できたのかできないのか、それは個別的な話ですけれども、そういったことまでは必要ないかと思うものの、ただ、全体としての、まず統計がきちんと採れているのか採れていないのかということは、やはり調べておいていただければと思います。

○篠塚座長 大沼委員、御意見ということでよろしいですか。

○大沼委員 はい、大丈夫です。

○篠塚座長 ありがとうございます。

ほかに御質問等は。

○宮園委員 一つだけ確認なのですが、ここで質問すべきことではないのかもしれませんが、ハードディスクの保存期間について、2週間とのご回答をいただいたのですが、不服審査の申立て期間は措置があってから30日以内となっております。それゆえ保存期間が14日間では、結局データが上書きされてしまっているケースが少なくありません。

画質は落としてもいいので、やはり30日間という法律に基づいた期限の保存が可能となるよう、できれば今回、予算措置を是非とも行っていただければと思います。質問させていただいたというか、お願いをさせていただいたところです。

○矯正局（櫛引） 矯正局の櫛引と申します。

委員御指摘の点はごもっともでして、我々としましても予算事情を踏まえながら、それを担保できるように検討してまいりたいと思います。

当然いろいろ、記録媒体の価格が、進歩によりだんだん低くなっていくということもありますし、スペースが小さくても済むような記録媒体も、これから技術的なところで出てくると思いますので、それらの活用も含めて検討してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○篠塚座長 宮園委員は、今の回答でいいですか。

○宮園委員 はい。

○篠塚座長 では、井上委員お願いいたします。

○井上委員 14番目の私の質問に対し、御回答いただき、ありがとうございました。

この測定指標の施策の進捗状況やその下の根拠のところを素直に読みますと、立入検査というのは飽くまでも手段であって、その手段を用いて活動状況及び危険状況を解明するという、どちらかといえば、後者の方にこの政策の目的があるように一般的には読めると思います。

そういった意味では、御説明いただいた立入検査の実施回数の中に内容も含まれているということなのですが、その次です。定量測定が難しいということですが、評価のと

ころをどういう調査方法、チェックリストでおやりになっているのか。どういう形でそれを評価されているのか分かりませんが、そのレベル感が分かるような、「今はそんなに危険な状況ではない」とか、「だんだん危険な状況になっている」という評価結果をどの程度アウトプットできるかというところも検討の余地があると思います。やはりその部分がちょっと欠けている感があるというのが私の印象です。

先ほども、検討されるということはおっしゃっていましたが、そこを何か定量的に書けると良いのではないかと思います。意見です。

○篠塚座長 では、先ほどの御意見で、御回答はいいということによろしいですか。

○井上委員 はい。

○篠塚座長 次に、基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」、基本政策Ⅳ「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」に関する政策について、御議論をいただきたいと思えます。

先ほどと同様、補足資料としてお配りしている「基本政策Ⅲ関係」について、法務省から回答をお願いします。

法務省回答に対する追加質問等のタイミングは先ほどと同様をお願いいたします。

なお、基本政策Ⅳについては、事前の御質問等はございませんでした。

それでは、まず「登記事務の適正円滑な処理」について、大沼委員から番号1及び2のとおり提出のあった意見につき、法務省から回答をお願いします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤と申します。御質問ありがとうございます。

二つ質問をいただいておりますが、いずれも既存の制度というよりは、新しいあるべき仕組みについての御意見、御質問をいただいたものと受け止めております。

まず、番号1につきまして、御質問としては、所有者不明土地の解消に向けては、登記名義人の調査と、その結果の記録にとどまらず、一定期間を経過した後に国庫へ帰属するといったような仕組みが必要ではないかという御質問と承っております。

前提としまして、ここで記載をしているところで念頭に置いておりますのは、土地の所有者の効果的な探索を図ること等を目的として制定されました所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法という法律の第40条の規定に基づく措置を念頭に置いております。

この制度は、具体的には、登記官が公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じて、当該事業を実施しようとする区域内の土地を対象とするものであり、所有権の登記名義人が死亡後長期間にわたって相続登記がされていないというような土地につきまして、職権で法定相続人を探索し、その結果を登記記録に記録するということにより、公共の利益となる事業を実施しようとする主体、事業実施主体の所有者探索を省力化し、これによって、円滑な事業の実施を促進させるということを狙いとする制度です。

御指摘のような一定の手続を経た後に国庫へ当然に帰属するというような仕組みを設けることにつきましては、当該土地の権利者の財産権との調整といったなかなか難しい問題があるところから、慎重な検討が必要であると考えております。

報道等もされておりますとおり、所有者不明土地問題につきましては、更なる民法・不動産登記法の見直しが現在検討されており、そういった見直しのところ効果も見定め

ながら、この問題については引き続き考えていくことになろうかと思っております。

続きまして、番号2でございますけれども、こちらは境界に関する御質問でございます。紛争がない土地の境界については、一定の期間を経た後に争えなくなることとするというような仕組みを設けてはどうかという御趣旨と考えております。

この点につきましては、まず境界紛争を解消するための制度としましては、平成18年から筆界特定制度が施行されており、事案に応じて御利用いただいているものと我々としては受け止めております。

他方で、何らかの経路を経てから一定期間経過した後は、一切その土地の境界について争えなくなるというような仕組みを設けることにつきましては、これも財産権あるいは国民の裁判を受ける権利などとの関係を調整する必要があるかと思っておりますので、この点についてもなかなか慎重な検討を要する御提案なのかなと思っております。この点につきましても先ほどの筆界特定制度のみならず、所有者不明土地問題の解消に向けた様々な施策に法務省としては取り組んでおりますので、そういったところの効果を見定めながら、引き続き慎重に考えていくべき問題だと考えております。

○篠塚座長 最後に、「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」について、井上委員から番号3のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○人権擁護局（唐澤） 人権擁護局の唐澤と申します。井上先生から、人権擁護行政に関しまして御質問を頂戴いたしました。ありがとうございます。

法務省の人権擁護機関におきましては、人権相談、調査・救済活動及び人権啓発活動にそれぞれ取り組んでいるところです。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、これらの取組の在り方が大きく変容しているところです。

これまで、いずれの活動につきましても、対面型ないし接触型で行われておりましたところ、これが非対面型ないし非接触型の活動に大きくシフトしてきているところです。

このように、人権相談、調査・救済活動及び人権啓発活動の手法が大きな転換を迎える中で、今回の目標値の設定をするに当たり、その影響をどのように考慮すべきか判断することが困難であったことから、まずは過去3年の平均値を上回るとするようという趣旨でこの平均値を目標値とさせていただいたところです。

今後とも、より適切な目標設定の在り方の検討を進めまして、次年度以降に生かしてまいりたいと考えております。

○篠塚座長 それでは、基本政策Ⅲ関係の法務省回答に対して、委員から何か追加質問等ございますでしょうか。

井上委員どうぞ。

○井上委員 御回答ありがとうございます。私の質問に対しての追加コメントです。

今日の資料を全体的に見させていただくと、趣旨はよく分かりました。ただ、前年度を上回るようという趣旨であれば、書き方として、例えば、ほかの施策の資料を使って申し訳ないですが、形式的なところで、27ページの下の方に測定指標がありますけれども、基準値が140で、年度ごとが160、164、168のように少しずつ増やしていくという書き方もありますし、もう一つ、例えば、39ページの一番上の測定指標の書き方です。

これも令和3年度が100、4年度が対前年度1割増、5年度が対前年度1割増となっています。こういった書き方をされている中で、ここの施策だけ横並びで書かれていたの、何か理由があるのかないのかという趣旨でお聞きしました。今お聞きした理由であれば、同じ数字でなくてもいいのかなと思います。今御紹介させていただいたような書き方でいいのではないかと回答をお聞きして思ったのですが、いかがでしょうか。

○人権擁護局（唐澤） 人権擁護局の唐澤でございます。

貴重な御指摘をありがとうございます。正に今年度、令和2年度のコロナの影響を踏まえた数値がどう出てくるか、そのようなことを踏まえて、先生から御指摘のあった27ページ、39ページ等の例も勉強させていただきつつ、来年度、よりよい指標等を設定してまいりたいと考えています。

○篠塚座長 次に、基本政策V「出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備」、基本政策VI「法務行政における国際化対応・国際協力」、基本政策VII「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について御議論をいただきたいと思っております。

先ほどと同様、補足資料としてお配りしている「基本政策V関係」について、法務省から回答をお願いします。

追加質問等のタイミングは先ほどと同様をお願いします。

なお、基本政策VI・VIIについては、事前の御質問等はございませんでした。

それでは、「円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現」について、私から番号1及び2のとおり質問・意見を提出しております。この点について、法務省から回答をお願いいたします。

○出入国在留管理庁（川畑） 出入国在留管理庁の川畑でございます。座長から御質問いただきまして、ありがとうございます。御回答申し上げます。

まず、1番でございますけれども、御質問の内容は、最近の不法残留者数の増加の原因と、それから技能実習制度の問題点と理解いたしておりますので、回答させていただきます。

近年、不法残留者が増えた原因でございますけれども、私どもの見立てといたしましては、近年、政府全体で観光立国実現に向けた取組が進められてきた結果、外国人入国者数が大幅に増加した。これが不法残留者数の増加に少なからず影響しているものと考えております。

昨年、2020年の1月1日現在の不法残留者数を不法残留となる前の在留資格別に見ますと、2019年に引き続きまして、短期滞在から不法残留のあった者が5万1,239人と最も多く、全体の61.8パーセントを占めているということになります。

続きまして、技能実習2号口という在留資格が7,048人、構成比が8.5パーセント、それから留学が5,543人、構成比が6.7パーセント、技能実習1号口という在留資格からの不法残留者が5,309人で、構成比6.4パーセントなどとなっております。

この中で短期滞在が6割以上を占めているわけではございませんけれども、御指摘のとおり、技能実習制度の技能実習1号口又は技能実習2号口という在留資格から不法残留になった者が3割以上の増加になってございますので、御指摘の技能実習生の失踪者からの不法残留問題というのは事実として存在することだと理解してございます。

この技能実習制度の適正化に向けまして、平成 29 年 11 月に施行された技能実習法に基づく措置を関係省庁と進めてきたわけでございますけれども、その上で、平成 31 年の 3 月に技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームが取りまとめた改善方策というのがありまして、これに基づいて失踪・死亡事案等への初動対応の強化や失踪に帰責性がある監理団体等に対する一定期間の新規受入れの停止措置などの省令の改正等の取組を行ってまいりました。

加えまして、令和元年 11 月には、相手国におけるブローカー対策などを求めて二国間取決めをするというような対応の強化という措置も取ってきてまいります。

しかしながら、依然として多くの失踪者が発生しているという状況がございまして、一部の実習実施者において、依然として労働関係法令違反や人権侵害等が発生している状況があるということです。当庁といたしましては、制度の共管である厚生労働省や外国人技能実習機構等との関係機関と連携し、引き続き技能実習制度の適正化及び失踪技能実習生の減少を図っていくという取組をしまいる所存です。

そして、二つ目のところの御質問につきましては、まず前段で在留特別許可の問題を御指摘していただいております。その後、在留資格「特定技能」制度の受入れの話をしていただいております。最後にアムネスティの政策の考えというところを御質問いただいております。理解で回答さしあげたいと思います。

この点、まずこの評価の中で私どもが掲げさせていただいていた不法滞在者 5 か年半減計画というものがございまして、確かに御指摘のとおり、この中で約 5 万人につきまして在留特別許可をしているというのは、統計上そのとおりです。

ただ、これは個々の事案ごとにその当時の在留を希望する理由や家族状況、生活状況、それから素行等、そういうトータルな諸般の事情を総合的に考慮した結果、在留特別許可を行った結果としての実数として、この不法残留者半減計画を達成するために在留特別許可というものを行ったわけではありません。そのため、事実の積み重ねとしてこの件数になっているというところなんです。

むしろ、私どもといたしましては、在留特別許可を容易に認めた場合、そのような許可を期待する海外からの新たな不法就労者の流入や不法滞在者の増加を誘発しかねないと考えてございまして、事態を悪化させるおそれがあるものではないかとも考えております。

他方、在留特別許可に係る基本的な考え方及び許否の判断に係る考慮事情というものについては、「在留特別許可に係るガイドライン」というものにまとめさせていただいております。これを公表しております。

法務大臣から今般、このガイドラインの見直しの指示を受けており、考慮の事情をより一層明確化していくということを目的に検討作業を行っているところであることを申し添えさせていただきます。

次に、特定技能制度の関係でございまして、御質問の中で、最大 34 万 5,150 人という受入れの見込みからすると、かなり少ないのではないかと御指摘をいただいておりますが、前提として実は申し上げておきたいのは、この 34 万 5,150 人というのは受入れの上限を定めたものでございまして、達成すべき目標値として掲げているものではございません。そのため、飽くまで上限だということの御理解をいただきたいと思

ます。

その上で、今の特定技能制度の現状ですが、コロナ禍でなかなか人の移動自体が滞っているところですので、その点については御理解いただきたいと思いますが、参考に現状を申し上げますと、特定技能の在留資格で在留している外国人の数は今年の12月末現在の速報値で1万5,663人となっております。

また、既に特定技能に係る手続を取られた方が1月末現在の速報値で2万8,788人、そのうち特定技能の許可を受けた方が2万3,172人となっております。

それから、この在留資格には試験がありますが、この技能試験について、全14分野の試験について国内及び海外7か国で実施されておりますが、1月末現在で合格者が3万561人という形になってございますので、私どもといたしましては、相手国における手続の整備の遅れや新型コロナウイルス感染症の拡大によってなかなか試験が受けられないとか、日本に来られないというようなところはありますけれども、この試験を実施し、それから送出国における手続を、法的整備も協力して整備していただいた上で、実際に日本で働けるような、実情を踏まえたマッチング支援を推進することによって、この制度で入国してくる方々が増え、働いてくれる方々が増えるように関係省庁と努力していきたいと思っています。

そして、最後にアムネ스티政策でございますが、先ほど申し上げましたとおり、アムネスティを期待する海外からの新たな不法就労者の流入や不法滞在者の増加を誘発しかねないという考えがあつて、我が国の出入国在留管理行政に重大な支障を生じさせるおそれがあるということで、私どもとしては慎重に対処すべきものと考えているところです。

○篠塚座長 それでは、基本政策V関係の法務省の回答に対して、委員から何か追加の質問等ございますでしょうか。

では、私の方から。

確かに、法務省に求めるのは酷な話なのかもしれませんが、大きな政策転換といえますか、政府としては少子高齢化対策として、技能を持った外国人をもっと増やすことによって国力を損なわないというか、回復するというのも一つの大きな目標になっていて、法務省がいろいろ御苦労されて、それに沿わない人を適正に処遇していこうというのはよく分かるのですが、何かそこら辺、常に摩擦があるような相矛盾したところがあつて、御苦労されているのだらうとは思いますが。

アムネ스티はもちろん正規の資格なしにはできないことであり、もちろんこういう場で簡単には言えないとは思いますが、幅広い多様な方法というのは検討されているのでしょうか。

○出入国在留管理庁（川畑） この評価の指標とはまた別な話として、今回、共生社会の追加もさせていただいておりますが、「出入国在留管理庁」になった私どもの一つの存在意義として、関係省庁一緒に、外国人が日本で一緒に住んでいくに当たって、共生社会としてどのように実現をしていくか、構築していくかというところも大きな視点で見ていくというところがあるわけですので、どのような外国の方を受け入れていくのか、それから日本でどう気持ちよく住んでいただく共生社会を創っていくのか、そして、違法状態になった方々をどのような視点で見ていくのか、先ほどガイドラインの明確

化も話させていただきましたが、検討しております。どういう対応をしていくのか、正に今私どもの庁として、ターニングポイントに来ているという理解がございます。関係省庁一緒に今後検討していくという段階に入っているというところだと申し上げたいと思います。

○篠塚座長 ありがとうございます。

次に、二つ目の議題であります「規制の事前評価書（案）」について、御議論いただきたいと思います。

先ほどと同様、補足資料としてお配りしている「規制の事前評価書（案）」に対する質問・意見について、法務省から回答をお願いいたします。

また、委員から規制の事前評価書（案）に対する追加質問等がございましたら、先ほどと同様、法務省回答が終了後に御発言をお願いします。

それでは、まず、「相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化」について、質問・意見が五つございます。

まず、朝日委員から番号1及び2のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。

まず、番号1の質問でございますけれども、こちらは「遵守費用」の項目に書かれております「24万件」という数字がこういった想定の下で算定されたものかということをお確認いただいた質問かと思っております。

この点につきましては、我々が想定しておりましたのは、規制を導入した場合におけます相続登記申請が増える増分として見込んでいる件数ということになります。

具体的な算定につきましては、ちょっと仮定の話が入っていて恐縮なのですが、年間の死亡者数、それから相続登記申請数の現状の差を見ながら、また死亡者全てが不動産を所有しているというわけでもございませんので、その点を加味すること、あるいは、ある者が死亡した場合に、申請が複数されるということもあること。そういったもろもろの事情を勘案しまして、推測値として我々の方で算出したものになります。

それから番号2ですが、こちらは効果指標として、規制の効果は所有者不明土地等の減少、それから民間土地取引の活発化、公共事業の期間短縮等が考えられるところということで御指摘をいただいた上で、その効果をどのように把握していくのか、どのように取り扱うのかということについての御質問だと受け止めております。

この点につきまして、様々な効果指標が考えられるところでして、また、それを定量化することがなかなか難しい側面もあると考えており、今後の課題とは思っておりますけれども、例えば、本規制を導入することによる効果を把握するための指標としては、登記申請の件数、あるいは個数。民間土地取引の關係にフォーカスを当てるとすれば、売買です。登記原因を売買とする者の所有権移転の登記件数や個数、それから登録免許税の額、これは対象不動産の価格に応じて決定されるものですが、そういったものがこの規制の前後でどのような推移を見せるのかといった情報です。

その他もろもろ関係省庁等が公表している統計資料の中に、本規則の効果指標を測る上で有用なものもあろうかと思っておりますので、今後、適切な事後評価に向けて関係省庁とも連携しながら具体的な在り方、取扱いについて考えてまいりたいと思っております。

○篠塚座長 次に、井上委員から番号3のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いいたします。

○民事局（遠藤） 引き続き、民事局の遠藤の方から御回答を差し上げます。

番号3の御質問は、申請義務化について、これを果たさない場合の罰則の有無ということでございますが、現在まだ正式な法律案として国会等に提出しているわけではなく、飽くまで立案段階での案ということにはなりますが、正当な理由がないのに登記申請義務の履行を怠った場合には、相続登記については10万円以下、住所等の変更登記については5万円以下の過料に処する旨の規定を設けることを考えております。

○篠塚座長 次に、大沼委員から番号4のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いいたします。

○民事局（遠藤） 引き続き、民事局の遠藤から御回答差し上げます。

御質問を前段と後段に分けさせて回答を差し上げたいと思います。

前段というのは、甲土地の被相続人乙、それから相続人がABCといった場合に、遺産分割が未了であるときに、ABCが相続登記をすべきか、いつまでにすべきなのか、また過料等の制裁はあるのかという点です。

この点につきまして、基本的にはABCは法定相続分での相続登記の申請をする義務を負うということになると考えております。

他方で、そういった遺産分割未了の場合の相続登記の申請を常にしなければならないというわけではなくて、新たに簡易な登記として、仮称になりますけれども、「相続人申告登記」の申出をするという制度を創設することを考えており、この「相続人申告登記」をすれば、先ほどの法定相続分での相続登記の義務を履行したものとみなすというような仕組みを設けることを考えております。

この相続人申告登記につきましては権利の公示をするものではなく、飽くまで所有権の登記名義人について相続が開始したという情報、それから自らがその法定相続人の一人であるということを申し出れば、その相続人申告登記がされるというような仕組みとして考えております。

また、相続登記の申請義務の履行期間につきましては、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ当該土地所有権を取得したことを知った日から3年以内ということ想定しており、対象土地を相続等により取得したことを相続人が具体的に認識しているということを前提として考えております。

また、ペナルティーにつきましては、正当な理由がないのに、先ほど申し上げた期間内に登記の申請、あるいは相続人申告登記の申出でも構わないのですが、それらがされない場合には、10万円以下の過料の制裁とするということを検討しております。

続きまして、後段の部分になりますが、いわゆる数次相続が発生している場合についてのお尋ねと受け止めております。

この点につきましては、やはり前段についての御回答で申し上げたとおり、数次相続の場合であっても、それぞれ相続登記の申請義務を負うということ想定しております。

他方で、これも数次相続の場合であっても、先ほどの相続人申告登記の仕組みが適用になるということを考えておりますので、そういった形で相続人申告登記をさせていただければ、相続登記の申請義務を履行したものとみなされるということになると考えてお

ります。

なお、御質問の趣旨に沿うものかどうかは分からないのですが、登記官が裁判所に対してする過料に処せられるべき者についての通知について、実務上どういうことを想定しているのかということをお聞きして申し上げさせていただきます。

この点について、相続人にとって不意打ちになるような過料の運用になることはあまり望ましくないと思っておりますので、登記官は登記申請義務違反の事実を把握した場合には、あらかじめ相続人に対して登記申請をするよう催告をすることとし、それでもなお登記申請義務を負う者が理由もなく登記申請をしないときに過料の通知を行うというようにするなど、過料通知について丁寧な手続を実施するというを現時点で想定しております。

あわせて、相続登記を申請しないことについての正当な理由がない場合の具体的な類型について、これも実務の混乱が生じないように、通達等において明確化することを考えておまして、こういった取組を通じて適切な過料に関する実務運用が安定的に行われるよう、十分に配慮して行ってまいりたいと考えております。

○篠塚座長 次に、私から番号5のとおり質問・意見を提出しております。この点について、法務省から回答をお願いします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。

番号5につきましては、相続登記、それから住所変更登記の申請の義務化に関する取組について、これが実効性に欠けるのではないかという非常に大きな視点からの御意見をいただいたと受け止めております。

この点につきましてはいろいろな考え方、所有者不明土地問題が生じる原因の考え方についてはもろもろあるかと思いますが、法務省としましては相続登記、あるいは住所変更登記の申請について、現行法では義務ではないこと。さらに、こういった相続登記や住所変更登記の申請をしないことによって、所有者の方々が具体的な不利益を感じることがないということがあるために登記がされなかったという側面があるのではないかと考えております。

今般、不動産登記法等の見直しを行うことを予定しております。その中では、相続登記や住所変更登記の申請の義務化を行うということも当然ですが、それ以外にも、各種の環境整備策をパッケージで導入することによりまして、登記申請の義務化だけにとどまらないで、政策のパッケージとして所有者不明土地問題の解消についての実効性を確保していこうと考えております。

具体的に申し上げますと、まず相続登記に関しましては登記申請を義務づけるとともに、登記の手続的な負担を軽減するという観点から、申請義務の履行手段の一態様として、先ほども申し上げた「相続人申告登記」という制度を新設することを検討しております。

また、相続人に対する遺贈による所有権の移転登記につきまして、これまで受贈者、それから遺贈する側の相続人、全員からの共同申請であったものについて、単独申請を可能とするといった手続の負担軽減を図ることも検討しております。

さらに、氏名、住所等の変更登記につきましては、登記申請を義務づけるとともに、他の公的機関から取得した情報に基づいて、登記官が職権的に変更登記をするといった

ような仕組みを導入することも考えておりました、こういった観点から申請義務者の負担軽減を図ることとしてます。

また、令和3年度の与党の税制改正大綱においては、費用負担の軽減を図る観点から、登記に必要となる登録免許税の負担軽減に向けた税制改正について、令和4年度の税制改正において検討されることになる見込みであると伺っております。

このほか、登記漏れの防止の観点から、特定の者が名義人となっている不動産を一覧的に確認する制度、これも仮称で恐縮ですが、「所有不動産記録証明制度」といったものを新設することも検討しております。

こういった一連のパッケージの施策によって、所有者不明土地問題の実効的な解決が図られるように検討しております。

なお、所有者不明土地が価値のないものであった場合、(3)の問題意識については、こういった土地が放置されて近隣の者に不利益等が生ずるケース、正に御指摘のような問題点が生じるようなケースというのもあり得るところですが、今回の見直しにおきましては、土地に特化した所有者不明土地管理制度といった、現行の民法の不在者財産管理制度と比較してより簡易かつ合理的な制度を導入することによりまして、こういったケースにも一定の対応をすることが可能になると考えております。

また、所有者、所在等不明共有者の持分の取得に関する制度につきましても、共有物分割訴訟の制度と比較して、より簡易な手続で持分を取得することができるものとするを考えており、例えば、共有物の持分が細分化されて、共有物を円滑に管理するためには持分の集約が必須であるという場合、他方で共有物の価値自体はそれほどではないものの、やはり持分の集約化が必須であるというような事例も相当数あると思っておりますので、そういった場面で有効に活用していただけるものではないかと考えております。

○篠塚座長 ありがとうございます。

次に、「相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務」について、質問・意見が五つございます。

まず、朝日委員から番号6のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤が引き続き御回答いたします。

御質問は、1件当たりの申請書の作成に係る平均的な遵守費用に関するものについてということで、申請の件数がどの程度生じるかの見込みについての御質問かと思えます。

この点について、令和2年に法務省が実施した調査の結果によりまして、土地を所有する世帯のうちに、土地を国庫に帰属させるような制度が創設された場合に、その利用を希望する方がどれくらいいらっしゃるかということ調査したのですが、その結果、土地を所有する世帯のうちの20パーセント程度がこの仕組みを利用したいというような結果が出ているということです。

もっとも、この割合は、具体的に土地を帰属させるための要件、我々は国庫帰属の可否を承認に係らしめる仕組みを想定しておりますが、その場合の承認の要件などの詳細を示して調査した結果ではございませんので、実際の申請件数と、この20パーセントと

いう数字がどれほどリンクするものなのかというところはなかなか難しいところがあるのかなと考えております。

実際の申請件数につきましては、承認要件の実務の在り方、それから負担金の額等によって大きく変動するものと考えられるところですので、大変恐縮ですが、現時点で何か具体的な見込みをお示しするという事は困難ではないだろうかと考えておるところでございます。

○篠塚座長 続きまして、井上委員から番号7及び8のとおり提出のあった質問、意見につき、法務省から回答をお願いいたします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。

まず、番号7でございますが、国庫帰属の申請承認書の提出義務を果たさなかった場合のペナルティーについての御質問かと思えます。

この点につきまして、国庫帰属の申請の承認書というのが、事前の評価書（案）では、口頭ではなく書面で提出するようという仕組みとさせていただいているということをお説明差し上げているところですが、申請書が提出されない場合には、有効な申請がなされていないということですので、申請自体を却下するなどといった申請者にとってのデメリットが想定されるところでございますが、申請書の提出義務を十全に履行しなかったことによって何か過料であるとか罰則等を科すというようなことは特に想定しておりません。

続きまして、番号8の御質問、これは危険な崖地についても国庫帰属させるような仕組みとした方が、より公益に資するのではないかという観点からの御質問かと思っております。

この点につきまして、今回の制度の仕組みとして、国民の負担によって国庫に帰属する土地を管理していくということになるということをお前提として考えますと、崖地につきましては、ほかの土地と比べまして、国庫帰属した土地の管理にかなりの費用・労力を要する土地であると考えられますので、そういった土地を国民全体の負担として国で管理をすることが果たして妥当なのかどうなのかという観点から、こういった土地は国庫の帰属を認めないという仕組みを取ったということです。

なお、こういった人命に関わるような危険な土地につきまして、今回新設される制度ではなくて他省の所管になって申し訳ないですが、国土交通省所管の法律の中に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」などといった、正にそういった危険な崖地についての一定の管理に関する既存の制度の枠組みがございますので、そういった枠組みに基づいて適切に対応されるのではないかと考えております。

○篠塚座長 次に、大沼委員から番号9のとおり提出のあった意見につき、法務省から回答をお願いいたします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。

番号9につきましては、相続人が多数いる土地についての承認申請書につきまして、全員による同意、全員による申請書の提出が必要だとすると実効性が乏しくなるのではないかという問題意識から御質問をいただいたということかと受け止めております。

この点については、今回の国庫帰属の承認制度の仕組みにのっとりまして、仮に申請が承認されますと、正に当該土地の所有権が国に移転をするという法的効果が生じるこ

とになりまして、これは土地の所有権の処分に対応する行為と考えております。

こういった場合、こういった効果を伴う申請について、共有地について申請をする場合には共有者全員で申請をすることを要すると考えております。

この制度は、所有者不明土地の発生を予防するための方策でございますことから、相続人がまだ多数となっていないような土地において利用されるということが通常なのではないかと考えておりました、そういった場面では御指摘のような懸念というのは和らいでいる状況で申請がされるのではないかと考えております。

なお、この点に関連しまして、大沼委員からは、一定期間内に異議を述べる期間を設けて、その期間内に異議が述べられなかった場合には失権するなどといった仕組みを取ることが考えられるのではないかと御提案をいただいておりますが、こういった方策を取ることにつきましては、共有者の財産権の保障の観点からそういった制度を取ることが大丈夫なのかどうなのか、憲法上の問題が生じないのかどうなのかといった観点からの検討がまた必要になってくるのではないかと考えております。

○篠塚座長 最後に、私から番号10のとおり質問・意見を提出しております。この点について、法務省から回答をお願いいたします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。

御質問の趣旨としては、粗放的な管理が可能である土地について、広く国庫帰属の承認制度の対象とすることとすべきではないかという御意見かと思っております。

この点につきまして、具体的な申請手続の在り方につきましては、申請者の意思確認、それから負担軽減の観点から、迅速かつ適正な審査が実現できるような運用となるよう引き続き検討してまいりたいと考えておりますが、国庫帰属の要件の在り方等につきまして、これから正に法案提出することが予定されております。御指摘のような粗放的な管理が可能である土地も申請の対象に含まれるということを念頭にして制度を仕組んでおりますので、今いただいた御意見等も踏まえながら、引き続き適正な運用となるよう検討してまいりたいと考えております。

○篠塚座長 ありがとうございます。新しい制度なので、お答えになるのもなかなか大変だと思います。

それでは、規制の事前評価書（案）の法務省回答に対して、委員から何か追加質問等がございますでしょうか。

○朝日委員 朝日です。御回答ありがとうございます。

1番と2番と、6番も関連するのですが1番の数字の根拠については、ありがとうございました。よく分かりました。

2番の質問の趣旨に関連してお願いなのですが、効果指標について幾つか考えられているものがありますということで、規制の事前評価の趣旨としては、費用は金銭換算しやすいけれども、便益の部分ほどの分野も金銭換算しにくいものが多いかと思っております。

一方、こういう便益が発生するだろうというその便益が大きいので、事前評価の趣旨としては問題ないかと思うのですが、結局大きいであろうというところは、一定のロジックというか、因果関係を想定して、こういうふうには効果が発現するだろうという見込みに基づいているため、ほかの御質問にもあったとおり、実効性がどのぐらいあ

るかというのとは分からないところがあって、努力義務とあまり変わらないのではないかみたいな話もありました。

そのため、やはりモニタリングが大事だと思うのです。金銭換算するというもののいいところは、不完全であっても、効果の想定がかなりはつきりしてくる面でメリットがあると思うのです。そういう意味で、事前評価では金銭換算していないということですが、複数の効果指標について事後評価に向けてモニタリングを是非お願いできればと思います。

関連して6番の方もですが、規制自体は手続的なものなので、このやり方であれば一々確認しないといけないから行政コストがかかりますということなので、そこはリーズナブルなものですけれども、やはり規制の趣旨が重要です。つまり、効果の部分に関しては、そのやり方ではなかったことで遅延をすとか、ある分野に関しては効果が薄れるとか、そういった効果の部分での比較です。コストの分だけではなくて、効果に差が出てくるのかというところの視点も本当は必要かなと思います。

そういった意味で、こちらについても所管が、法務省が担う手続だけでなく、パッケージでほかの省庁にもまたがるということで、本来の規制趣旨との関係というのはなかなか複雑なものがあるかと思うのですけれども、だからこそこちらでも事後評価に向けてモニタリングをお願いしたいなと思いました。

○篠塚座長 今の意見について御回答ありますか。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。貴重な御意見、ありがとうございます。

今御指摘にも触れていただきましたが、法務省だけでなく様々な省庁が関わる大きな取組でして、法務省だけの所管する部分に限っても、かなり抜本的な制度の見直しをしているというところもございまして、これまでの考え方がなかなか通用しないところもございまして。そのようなことから、具体的に適切な指標を策定するのは悩ましいところではあると考えておりますが、御指摘の御趣旨は非常に貴重なものだとして受け止めておりますので、今後も施策の取組を続けながら、しっかりとモニタリングしていきたいと考えております。

○篠塚座長 では、大沼委員お願いします。

○大沼委員 所有者不明の土地についてどうするか、あるいは所有者がその土地を放棄したい、国庫に帰属させるためにどうするかというのは非常に現代的というか、最近になって大きな社会問題になっていることだと思うのです。その背景にあるのは、やはり人口の減少と、それに伴う土地余りということがあるのだと思うのです。恐らくこの傾向というのは、今後どんどん強まっていくのだらうと思います。

そうすると、財産権の保護といっても、実質上、負の財産に等しいというふうな財産権であれば、誰も欲しくはないわけですし、社会問題としても何とか解決しなければいけないというふうなニーズというのはあると思うのです。

ですから、先ほどおっしゃった現在の憲法上の財産権の保護というふうな観点から、軽々なことはできないということは重々承知しているつもりなのですが、決してそうはいつでも、この大きな流れを踏まえて、将来的には、例えば、10年とか20年とか権利行使をしないような場合には失権してしまうというふうな、除斥期間に似たような制度設計を念頭に置いておく必要があるのではないかというふうに思いました。

すぐに賛成していただける意見ではないかと思えますけれども、一応将来のことを見越して頭出しだけさせていただきたいと思えます。

○民事局（福田） 民事局の福田です。御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、なかなか難しいところがありまして、今回の所有者不明土地問題も先ほどから申し上げているとおり、これまで所有権というのは、その重要性に着目してなかなか手を出せなかったところですが、民事の仕組みにおいて、不明者がいる場合に裁判所の手続を踏むといった、不明者の権利にも配慮しつつ、より一歩踏み出した対策になってございます。

今後、より人口減少ですとか、土地が余っていくという傾向は続くという先生の御指摘はおっしゃるとおりかと思えますので、そういったところも踏まえ、関係省庁と連携しながら検討を続けてまいりたいと思っております。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

○篠塚座長 では、井上委員お願いします。

○井上委員 3番目の質問なのですが、罰則の話です。実はこの質問を出した後に新聞報道で罰則があるということを知りまして、質問しない方がよかったのかなと思ったのですが、先ほどの説明ですと、まだこれは立案中ということでした。今日の場でも、新聞で出ているレベルの罰則のような話は、この中には書けないということなのか、それとも書けたけれども書かなかったということなのか。そのあたりを理解したいのですが、いかがでしょうか。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。

御質問の趣旨につきまして、先ほどの私の説明があまり適切ではなかったのかもしれないですが、大まかな方向性につきましては、法制審議会の法務大臣に対する答申・要綱の中で具体的な政策の方向性については答申をいただいているところでございます。その中では、先ほど御回答申し上げた過料の制裁、相続登記の場合には10万円以下、住所変更登記につきましては5万円以下ということで回答申し上げましたけれども、その方向性についてはお示しいただいているところでございますので、それが実現できるような形での技術的な立案作業を今事務方で行っているというふうには受け止めていただければと思います。

○井上委員 すみません、それはこの評価書には記載しないものなのですか。

○民事局（遠藤） すみません、この評価書自体がこの方向性が出る前に作成をしたものでございますので。

○井上委員 それで、新聞報道が出ているということですか。

○民事局（遠藤） はい。

○井上委員 では、もし、この時点でそういう方向性が決まっていれば、ここに記載されていたということですか。

○民事局（遠藤） 飽くまで、これは政府としての案ということとして、最終的には法律で決まることですので、国会での審議を経た上で最終的には確定するものになるということで御理解をいただければと思います。

○井上委員 分かりました。立て付けとして、このタイトルが「規制の事前評価書（案）」ということで、国民に対し、ある意味規制を強めるという趣旨に関する意見交換だとしたら、その部分も、もし間に合っていれば、ここに書いておいていただくと、私の今日

出したような質問もしなくて済んだように思いますので、よろしく申し上げます。

○篠塚座長 では、私の方から簡単な質問なのですが、相続人が全員相続放棄してしまえば、結局は国のものになるという民法の原則は生きているわけですよね。ほかの財産もあるのかもしれませんが、崖地であれ、要するに採算が合わないと思えば放棄してしまえば結果としては、その場合は行政的な、さっき言ったような対応をするしかないという理解でいいのですか。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。

御指摘のとおりであると理解しております。

○篠塚座長 そうですね。

それで、自分が占有している場合だけ、相続放棄しても、占有している土地については、次引き継がれるまで、自己のものと同じような管理をするという義務は残るということですよね。

○民事局（遠藤） そういうことです。

○篠塚座長 本当に問題点は東日本大震災が発生以来大きくなって、問題点自体はみんな意識しているのですが、非常に大きな問題とか、あるいは所有権の規制というか、所有権はそもそもどこまでの権利性が絶対的にあるのかとかいろいろ難しい問題も含めて、答える方は本当に大変なのではないかと思っています。

少しずつ出している、あるいはいろいろな過程を踏んで、到達するところはみんな分かっているのだと思いますけれども、いろいろな問題の副作用がたくさん出てくるというようなことで、それを少しずつ調整しながら時間をかけてやっているという理解でいいのでしょうか。

○民事局（遠藤） 正に御指摘のとおり、まずは我々として、現時点でこの問題に対する措置として検討してきたところを正に今回の通常国会での御審議をいただくということを考えており、それを踏まえてまた実務運用を進めていきながら、こういったことが所有者不明土地問題の解消に向けて考えられるのかというのを引き続き考えていくということになると思っております。

○篠塚座長 ありがとうございます。

追加の御質問等、よろしいですか。

では、本日の審議事項については以上となりますが、全体を通しまして、委員の皆様から、ほかに御意見・御質問があれば、御発言をお願いいたします。

では、井上委員申し上げます。

○井上委員 コロナの件で前にも質問させていただいたかもしれないですが、今いろいろな形で、令和2年4月13日に法務省の新型コロナウイルス感染症対策本部から出された「基本的対処指針」に基づいて、ソーシャルディスタンスを取るため、例えば19ページのところの「デジタル化の推進」ということでウェブ会議とかそういった配慮がされていると思います。予算との兼ね合いもあると思いますが、漠然とした質問で申し訳ないのですが、今日そこら辺の課題があまり出てこなかったのが質問させていただきます。コロナ対策は十分進捗されているということでもいいのでしょうか。何か予算が足りないとか、そういう課題があるのかという漠然とした質問です。

○秘書課（野田） 秘書課の野田でございます。

環境整備という面で申し上げますと、本日もウェブ会議を併用させていただいていますが、こういったウェブ会議をするための端末と、そのための通信環境の整備を本省においては行っております。また、こういったウェブ会議をするためには、ライセンス等が必要になってまいりますけれども、相当数のライセンスを補正予算等で、確保しているところではあります。

実際、どれぐらい活用されているかというところについては、各局部課等において、それぞれの打合せ、あるいは協議会とか審議会等で使われていると聞いております。実際の活用状況については、統計的にデータを取っておりませんので、お示しすることはできませんが、例えばですが、新聞報道等でもございましたけれども、議員のレクについてもウェブ会議を活用するといったこともさせていただいているところでして、法務省としましては、こういった環境を整備することによって、さらにウェブ会議等の活用というものも積極的に進めてまいりたいと考えているところではあります。

○篠塚座長 ちょっと今のに関連して、企業だと入社するのが2割とか1割とか、大企業はそれで結構回っているんですけども、法務省はどのようなのですか。従前お伺いしていると、あまり広くない部屋に多くの職員が働いているような記憶があるのですけれども、実際、自宅のテレワークというのはほとんど業務上できないでしょうか。

○秘書課（野田） 秘書課の野田でございます。

若干人事の服務に関係するところもございしますが、情報システムの環境整備という面から秘書課でお答えさせていただきます。

いわゆるテレワークということになるかと思いますが、そのための「RVPN環境」、すなわち、リモートアクセスで法務省のサーバーに接続して共有フォルダ等を利用することができたり、メール等のやり取りができる環境についても、随時増強等を進めております。全職員に行き渡るほどとはなっていないところではございますが、今回、緊急事態宣言を受けまして、政府としてもテレワークの推進というものが言われているところで、法務省としましては、そういった政府の方針にのっとりながらテレワーク等も進めているところではあります。

○篠塚座長 分かりました。苦情を言っているわけではなくて、大変だなという思いからです。もう少し中央官庁の人にも、身を守るというか、そういうことをした方がいいのではないかと、誰かが言わないと、結局狭い部屋で働かされているという状況は改善されないのではないかと、あえて言わせていただきました。

ほかによろしいですか。

それでは、最後に、今後の予定等につきまして事務局からお願いします。

○渡辺政策立案・情報管理室長 本日は、委員の皆様方から、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の御質問・御意見を踏まえまして、改めて実施計画（案）や事前評価書（案）の内容について検討し、取りまとめた上で、委員の皆様方からの御質問・御意見とあわせて、法務省ホームページで公表したいと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしております。

今後の予定ですが、次回の政策評価懇談会につきましては、本年7月の開催を予定し

ており、「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」について御審議いただく
予定でございます。

あらためて事務局から委員の皆様方の御都合をお伺いした上で、開催方法も含めて、
事務局から別途御案内申し上げます。

事務局からは、以上です。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

○篠塚座長 それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。
皆様、ありがとうございました。